

IV 農作物の部

この部には、農作物の生産等に関する統計を収録した。

ここに収録した統計は、「作物統計調査」、「特定作物統計調査」等の結果である。

作物統計調査は、作物の生産に関する実態を明らかにし、食料・農業・農村基本計画において策定された食料自給率や生産努力目標の達成に向けた各種施策の推進、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく需給見通し等の策定、農業災害補償法に基づく共済事業の適正な運営等の農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

各作物の調査の概要については、以下のとおりである。

1 水稻

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

調査の範囲は、全国の区域である。

イ 調査の対象

調査の対象は、作況標本筆、作況基準筆、被害調査筆及び水稻が栽培されている土地である。

なお、近畿における調査客体数は以下のとおり。

(ア) 作付面積調査

標本単位区：3,060単位区
巡回・見積り：198市町村

(イ) 収穫量調査

作況標本筆：840筆、基準筆：70筆
巡回・見積り：198市町村

(2) 調査期日

作付面積調査は7月15日現在、収穫量調査は収穫期である。

(3) 調査方法

ア 作付面積

職員又は統計調査員による標本単位区に対する実測調査により行った。

なお、職員による巡回・見積りにより実測調査結果を補完して取りまとめている。

イ 収穫量調査

職員又は統計調査員による、作況標本筆及び作況基準筆に対する実測調査により行った。

なお、職員又は統計調査員による巡回・見積りにより実測調査結果を補完して取りまとめている。

(4) 定義及び用語の解説

ア 作付面積（子実用）とは、は種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積をいい、青刈

り面積（飼料用米等含む。）を除いた面積である。

イ 10a当たり収量とは、実際に収穫された（農家が収穫を放棄した場合は除く。）10a当たりの収穫量をいう。

ウ 収穫量とは、実際に収穫された（農家が収穫を放棄した場合は除く。）もののうち一定の基準（農産物規格規程三等の品位（整粒歩合45%）以上に相当するよう、ふるい目幅1.70mm以上で選別されたもの。）以上の玄米の重量をいう。

エ 被害面積とは、農作物に損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量から減収した面積をいう。

オ 被害量とは、農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量より減収した量をいう。

2 陸稲、麦類、豆類、かんしょ、なたね、そば、飼料作物

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

調査の範囲は、全国の区域である。ただし、小豆収穫量調査については、全国の作付面積のおおむね80%を占めるまでの都道府県及び畑作物共済事業実施都道府県である。

イ 調査の対象

作付面積調査は、調査対象品目の取り扱いを行っている全ての農業協同組合等の集出荷団体等（以下「関係団体」という。）である。

収穫量調査は、関係団体及び農林業センサスにおいて当該作物を販売目的で作付けした農林業経営体から無作為に抽出した経営体（以下「標本経営体」という。）である。

なお、近畿における収穫量調査の調査客体数は以下のとおり。

(ア) 陸稲

巡回・情報収集：198市町村

(イ) 麦類

関係団体：39、標本経営体：140

巡回・情報収集：198市町村

(ウ) 大豆

関係団体：50、標本経営体：534

巡回・情報収集：198市町村

(エ) 小豆

関係団体：15、標本経営体：158

巡回・情報収集：45市町村

- (オ) なたね
関係団体：7
巡回・情報収集：198市町村
 - (カ) そば
関係団体：32、標本経営体：65
巡回・情報収集：198市町村
 - (キ) 飼料作物
標本経営体：115
巡回・情報収集：41市町村
- (2) 調査期日
調査期日は、収穫期（刈取り、掘取りした時期）である。
- (3) 調査方法
- ア 作付面積調査
関係団体に対する往復郵送調査を基に職員による巡回・見積り及び情報収集により行った。
 - イ 収穫量調査
関係団体に対する往復郵送調査又は、オンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行った。
- (4) 定義及び用語の解説
- ア 作付面積とは、は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けしている面積をいう。なお、陸稲、麦類、豆類、そば、なたねは子実用途として生産されたもの（飼肥料用に青刈りされたもの及びえだまめ、さやいんげん等未成熟で収穫されるものを除く。）をいう。
 - イ 10a 当たり収量とは、実際に収穫された（農家が収穫を放棄した場合は除く。）10a 当たりの収穫量をいう。
 - ウ 収穫量とは、収穫・収納（収穫後、保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れること）された一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。なお、麦の基準は、上麦（農産物検査法第11条に基づく農産物規格2等以上に加え、同検査規格規程における規格外のうち、一定以上の品質を有する「規格外A」相当に該当するまで唐み等で選別したもの。）とし、大豆の基準は、上粒（農産物検査法第11条に基づく農産物検査規格の検査規格品に該当するよう唐み等で選別したもの。）とする。

3 野菜

- (1) 調査の範囲及び対象
- ア 調査の範囲
平成28年産については、全国調査として全ての都道府県を対象に実施した。
なお、本調査は3年ごとに全国調査を実施し、中間年にあつては、調査品目ごとに直近の全国

調査年における出荷量の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、野菜指定産地の面積要件を満たす区域を含む都道府県、調査対象品目に係る畑作物共済事業を実施する都道府県及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県を調査の範囲（主産県）としている。

イ 調査の対象

調査対象品目の取り扱いを行っている全ての関係団体及び、2015年農林業センサスにおいて調査対象品目を販売目的で作付けした農林業経営体から無作為に抽出した標本経営体である。

野菜の調査品目は、春だいこん、夏だいこん、秋冬だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、ごぼう、れんこん、春植えばれいしょ、秋植えばれいしょ、秋冬さといも、その他さといも、春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、春はくさい、夏はくさい、秋冬はくさい、ちんげんさい、ほうれんそう、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、にら、たまねぎ、にんにく、冬春きゅうり、夏秋きゅうり、かぼちゃ、冬春なす、夏秋なす、冬春トマト、夏秋トマト、冬春ピーマン、夏秋ピーマン、スイートコーン、かぶ、やまのいも、こまつな、カリフラワー、ブロッコリー、そらまめ、えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピース、ふき、みつば、しゅんぎく、セルリー、アスパラガス、春レタス、夏秋レタス、冬レタス、しょうが、いちご、メロン、すいか、みずなどである。

なお、近畿における調査対象数は以下のとおり。

- (7) 春植えばれいしょ
関係団体：27、標本経営体：377
巡回・情報収集：198市町村
- (イ) 冬春・春・夏秋等
関係団体：97、標本経営体：1,800
巡回・情報収集：198市町村
- (ウ) 秋冬等・年間計
関係団体：96、標本経営体：1,800
巡回・情報収集：198市町村

(2) 調査期日

調査期日は、収穫・出荷終了時である。

なお、この調査の季節区分及び年産区分の主な収穫・出荷期間は次のとおりである。

品 目	季 節 区 分
春だいこん	4月～6月
夏だいこん	7月～9月
秋冬だいこん	10月～翌年3月
春夏にんじん	4月～7月
秋にんじん	8月～10月

冬にんじん	11月～翌年3月
春植えばれいしょ	4月～8月
秋植えばれいしょ	11月～翌年3月
秋冬さといも	6月～翌年3月
その他さといも	4月～5月
春はくさい	4月～6月
夏はくさい	7月～9月
秋冬はくさい	10月～翌年3月
春キャベツ	4月～6月
夏秋キャベツ	7月～10月
冬キャベツ	11月～翌年3月
春ねぎ	4月～6月
夏ねぎ	7月～9月
秋冬ねぎ	10月～翌年3月
冬春きゅうり	前年12月～6月
夏秋きゅうり	7月～11月
冬春なす	前年12月～6月
夏秋なす	7月～11月
冬春トマト	前年12月～6月
夏秋トマト	7月～11月
冬春ピーマン	前年11月～5月
夏秋ピーマン	6月～10月
春レタス	4月～5月
夏秋レタス	6月～10月
冬レタス	11月～翌年3月

品 目	年 産 区 分
かぶ、さやえんどう、グリーンピース	前年9月～8月
いちご	
ピーマン	前年10月～9月
きゅうり、なす、トマト	前年11月～10月
こまつな、えだまめ、しゅんぎく、ちんげんさい、にら、にんにく、かぼちゃ、スイートコーン、そらまめ、ふき、みつば、さやいんげん、セルリー、アスパラガス、メロン、すいか、みずな	前年12月～11月
	1月～12月
だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも、やまのいも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、れんこん、しょうが、レタス	4月～翌年3月

(3) 調査方法

ア 作付面積

関係団体に対する往復郵送調査を基に職員又は統計調査員による巡回・見積により補完し算出している。

イ 収穫量及び出荷量

関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査により算出した10a当たり収量を必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・情報収集の結果により補完し、これに作付面積を乗じて算出している。

(4) 定義及び用語の解説

ア 作付面積とは、は種又は植付けをしたもののうち、発芽し、定着した延べ面積をいう。

イ 収穫量とは、収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

ウ 出荷量とは、収穫量から生産者の自家消費した量、生産物を贈与した量、収穫後の減耗量及び種子用又は飼料用として販売した量を差し引いた重量をいう。

4 果樹

(1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

本調査は5年周期で全国調査を実施し平成28年産については、全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県(主産県)について実施した。

イ 調査の対象

調査対象品目の取り扱いを行っている全ての関係団体及び標本経営体である。

なお、近畿における調査対象数は以下のとおり。

(ア) みかん

関係団体：83、標本経営体：361
巡回・情報収集：114市町村

(イ) 日本なし

関係団体：9、標本経営体：120
巡回・情報収集：86市町村

(ウ) かき

関係団体：25、標本経営体：112
巡回・情報収集：69市町村

(エ) びわ

関係団体：7、標本経営体：80
巡回・情報収集：71市町村

(オ) もも

関係団体：12、標本経営体：59
巡回・情報収集：30市町村

(カ) すもも

関係団体：9、標本経営体：41
巡回・情報収集：30市町村

- (キ) うめ
関係団体：13、標本経営体：290
巡回・情報収集：69市町村
- (ク) ぶどう
関係団体：10、標本経営体：80
巡回・情報収集：62市町村
- (ケ) くり
関係団体：8、標本経営体：83
巡回・情報収集：84市町村
- (コ) キウイフルーツ
関係団体：8、標本経営体：40
巡回・情報収集：30市町村

- (2) 調査期日
調査期日は、収穫・出荷終了時である。
- (3) 調査方法

ア 結果樹面積、栽培面積
関係団体に対する往復郵送調査を基に職員又は統計調査員による巡回・見積りにより補完し算出している。

イ 収穫量及び出荷量
関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査により算出した10a当たり収量を必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・情報収集の結果により補完し、これに結果樹面積を乗じて算出した。

- (4) 定義及び用語の解説
- ア 結果樹面積とは、生産者が当該年産の収穫を意図して結果させた栽培面積をいう。
- イ 収穫量とは、収穫したもののうち、生食用、加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。
- ウ 出荷量とは、収穫量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等の量を差し引いた重量をいう。

5 花き

- (1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲
平成28年産については、全国調査として全ての都道府県を対象に実施した。

なお、本調査は3年ごとに全国調査を実施し、中間年にあつては、調査品目ごとに直近の全国調査年における出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲（主産県）としている。

イ 調査の対象
花きを取り扱う集出荷団体及び集出荷業者のうち年間出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体等及び集出荷業者。また、2015年農林業センサスにおける花き・花木の販売金額が2,000万円以上の個人出荷農家等である。

なお、近畿における調査対象数は以下のとおり。

- 集出荷団体等：46
- 個人出荷農家等：112
- 情報収集：198市町村

- (2) 調査期日
当該年産の収穫・出荷の終了した平成29年2月末日に実施した。
- (3) 調査方法
集出荷団体等及び個人出荷農家等に対する往復郵送調査及び職員による情報収集により行った。
- (4) 定義及び用語の解説
- ア 作付面積とは、販売目的として花き栽培した面積をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培していたもの、公園などで観賞用に植付けられていたものの面積は除いた。
- イ 収穫面積とは、球根類及び鉢もの類の作付面積のうち、収穫・出荷した面積をいい、育成中の利用面積は除いたものをいう。

6 茶

- (1) 調査の範囲及び対象

ア 調査の範囲

一番茶期の範囲は、生葉収穫量の多い上位3都道府県及び畑作物共済事業（茶共済）を実施し半相殺方式を採用している都道府県である。

年間計調査は、5年周期で全国調査を実施しており、本年産は主産県（茶種別の荒茶生産量が全国の荒茶生産量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業を実施し半相殺引受方式を採用している都道府県及び強い農業づくり交付金による茶に係る事業を実施する都道府県）を対象に実施した。

イ 調査の対象

調査の対象は、標本として抽出した荒茶工場である。

なお、近畿における調査対象荒茶工場数は以下のとおり。

- (ア) 一番茶期調査
標本工場：113工場
巡回・情報収集：65市町村

- (イ) 年間計調査
標本工場：113工場
巡回・情報収集：65市町村

- (2) 調査期日
一番茶期調査は一番茶期（4～6月）、年間計調査は12月1日現在である。
- (3) 調査方法
標本荒茶工場に対する往復郵送調査及び職員による巡回・情報収集により行った。
- (4) 定義及び用語の解説

ア おおい茶とは、玉露、かぶせ茶及びてん茶の合計である。

なお、おおい茶については、近年増加している20日前後の直接被覆による栽培方法の扱いが明確化するまでの間、暫定的におおい茶として一括して表章することとした。

イ 普通せん茶とは、各茶期に、自然光下で栽培した茶樹の新芽を摘採し、その生葉を蒸熱、揉み操作、乾燥して製造した荒茶をいう。

ウ 番茶とは、硬くなった新芽（葉）や冬茶期後に整枝の目的で刈り取った茶葉を原料に、蒸熱、揉み操作、乾燥させ製造した荒茶をいい、番茶を強火で焙じ、焦香をつけたほうじ茶を含む。

7 市町村別統計利用上の注意

(1) 市町村別統計は、既に公表している「作物統計調査」の結果について、これを取りまとめる上で把握した地域ごとの標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等をもとに、都道府県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

なお、「作物統計調査」及び「特定作物統計調査」は都道府県値を求めるために設計されている。

(2) 作物統計調査は、耕作者の居住地にかかわらず、ほ場が所在する地域（都道府県、市町村等の地域）別に整理した属地統計である。

(3) 数値については、四捨五入しており、府県計値と市町村別の内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 平成19年産以降、豆類（小豆）、かんしょ、飼料作物、野菜（指定野菜・指定産地を除く。）、果樹、花き、芸芸農作物（茶）の市町村別データは作成していない。

この部についての照会先

生産流通消費統計課 電話 (075) 414-9650